

阿賀野市規則第 5 号

阿賀野市一般職の職員の給与に関する条例附則第 1 3 項の規定による
給料月額に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、阿賀野市一般職の職員の給与に関する条例（平成 1 6 年阿賀野市条例第 4 7 号。以下「給与条例」という。）附則第 1 3 項の規定による給料月額に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員に対する通知)

第 2 条 任命権者は、給与条例附則第 1 3 項又は第 1 4 項の規定の適用により職員の給料月額が異動することとなった場合には、市長が定めるところにより、当該職員にその旨を通知するものとする。

(その他)

第 3 条 この規則に定めるもののほか、給与条例附則第 1 3 項の規定による給料月額その他同項及び給与条例附則第 1 4 項の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。